

アスリート委員会規程

(総 則)

第1条 本規程は、一般社団法人日本クレー射撃協会（以下「本会」という）定款の施行についての細則第6条第5号に基づき設置されたアスリート委員会（以下「委員会」という）に関することを定める。

(目的)

第2条 委員会は、クレー射撃競技に関する事業について、本会に登録するアスリートの意見を取り纏め、本会の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成及びクレー射撃の普及・振興に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、下記の業務を行う。

- (1) 組織運営に関する会員選手の意見の取りまとめ及び理事会への意見具申
- (2) 上部団体等との連携や情報交換
- (3) アンチドーピングの教育や啓発に関する事項
- (4) オリンピックムーブメントの推進活動に関する事項
- (5) 選手のセカンドキャリアに関する事項
- (6) その他アスリートに関する事項

(委員)

第4条 委員会は、次の委員をもって構成する。なお、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

委員長	1名
副委員長	1～2名
委員	5名以内

(選任)

第5条 委員長は、原則として、国際大会へ日本代表選手として出場経験のある理事のなかから理事会において選任され、副委員長及び委員は、委員長の指名により選任される。なお、委員長は、副委員長及び委員の選任にあたり、性別や競技・種別等のバランスに配慮しなければならない。

(正副委員長の権限)

- 第6条 委員長は、委員会を代表し、アスリート委員会に関する会務を掌理する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会)

- 第7条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
2. 委員会は、委員会の目的を達成するための事業、業務について決議する。
3. 委員会は、毎年度1回以上開催され、委員会の議長は委員長が務める。
4. 委員会の決議は出席者の過半数をもってなされ、委任による出席を含む。
5. 本会三役（会長・副会長・専務理事）は、委員会に出席して意見を述べることができる。
6. 委員長が必要と認めたときは、委員会に事務局長、強化本部長及び強化本部次長の出席を求め、その意見を聴取することができる。
7. 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(活動計画)

- 第8条 委員長は、年間の活動計画及び予算を策定するものとし、理事会の承認を経なければならない。
2. 委員会の活動にあたっては、本会の役員報酬及び費用に関する規程並びに役員出張旅費規程に準じて日当、旅費等を支給する。

(規程の変更)

- 第9条 この規程は、委員会の過半数の同意及び理事会の承認を経て変更することができる。

(付 則)

1. 本規程は、2023年2月6日より施行する。